

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

～「違反対象物公表制度」の開始～

公表制度とは

建物を安心・安全に利用していただくために
重大な消防法令違反のある建物情報を
『三沢市ホームページ』に公表します。

公表の対象
となる建物

飲食店・物品販売店等不特定多数の方が利用する
建物や病院・社会福祉施設等の自力で避難すること
が難しい方が利用する建物です。

公表の対象
となる違反

建物に義務付けられた消防用設備のうち
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は
自動火災報知設備 が設置されていない消防法
令違反です。

公表する内容

消防法令違反となっている
建物名称、所在地、違反の内容等 です。

制度の運用開始は

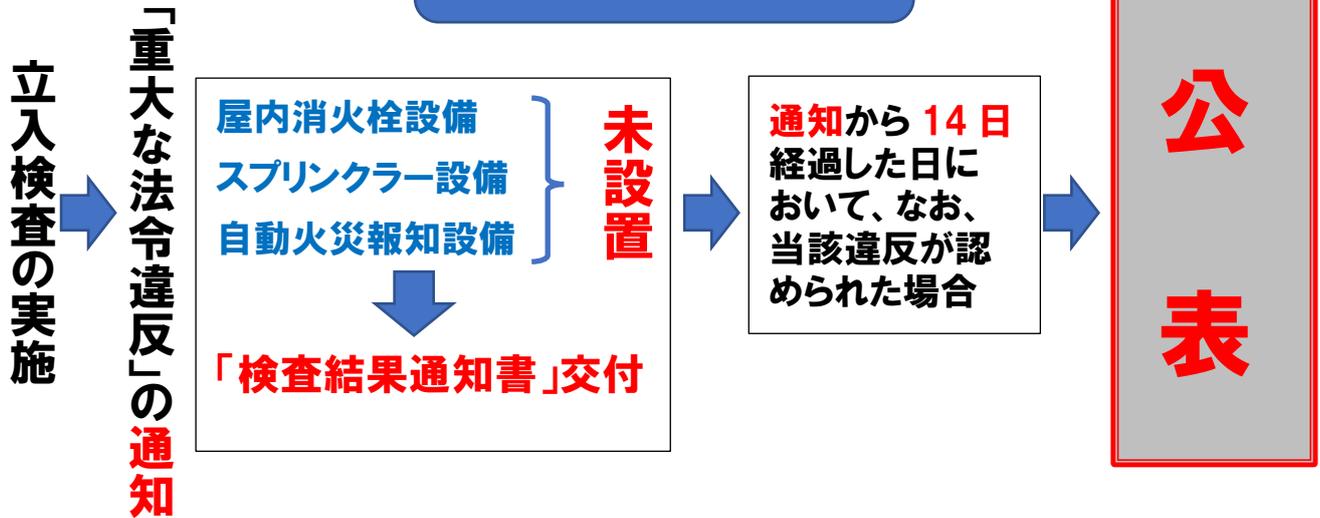
令和 2年 4月 1日です。

【問い合わせ先】

三沢市消防本部予防課 0176-54-4279
三沢市消防署 0176-54-4212 中央分署 0176-53-3513
北出張所 0176-59-2202 古間木出張所 0176-52-6388

三沢市消防本部

～公表までの流れ～



「三沢市ホームページ」

名称：〇〇ビル

所在地：三沢市〇〇町〇丁目

違反内容：自動火災報知設備未設置…

～建物関係者の方へ～

まず相談！



関係行政庁への必要な申請や届出をせずに実施した建物の増改築、用途変更等で、新たな消防用設備の設置が必要となり、公表の対象(重大な消防法令違反)になることがあります。

このような工事等を計画されている建物関係者の方は、事前に消防本部予防課又は最寄りの消防署へご相談ください。

【事前相談例】

- 増築や改築、隣接する建物と接続する場合
- 建物に飲食店・店舗等(一般住宅を除く。)を新たに使用(テナントの入れ替えも含む。)する場合
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事